国　家　試　験

通関士試験公告

第51回通関士試験の実施について、通関業法施行規則（昭和42年大蔵省令第50号）第５条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年６月30日　　財務大臣　麻生　太郎

通関士試験は、次の要領により行う。

１．試験日　平成29年10月１日（日）

２．試験科目及び時間

①通関業法　……午前９時30分から午前10時20分まで

②関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第６章に係る部分に限る。）　……午前11時00分から午後０時40分まで

③通関書類の作成要領その他通関手続の実務　……午後１時50分から午後３時30分まで

上記①及び②の科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示及び通達とし、③を含む全ての科目の出題範囲は、平成29年７月１日までに公布等されているもののうち、同年10月８日現在で施行等されているものとする。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第79条の２に規定する認定通関業者に係るものを含む。

３．試験の方法等

⑴　各試験科目とも筆記（マークシート方式）により行う。

試験科目	出題形式、配点及び出題数			
	選択式（注１）	択一式	計算式	選択式・計算式
《１》　通関業法	35点（10問）	10点（10問）		
《２》　関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第６章に係る部分に限る。）	45点（15問）	15点（15問）		
《３》　通関書類の作成要領その他通関手続の実務				
通関書類の作成要領（注２）				20点（２問）
その他通関手続の実務	10点（５問）	５点（５問）	10点（５問）	

注１．「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式である。

２．輸出入・港湾関連情報処理システム（ＮＡＣＣＳ）を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回（第50回）と同様の形式で各１問出題する。

⑵　試験合格のためには、上記３．⑴の表に掲げる各試験科目とも合格基準を満たす必要がある。

４．試験実施地並びに受験願書提出先及びその所在地

（試験実施地）	（受験願書提出先及びその所在地）		
北海道	函館税関業務部通関業監督官	（〒040―8561）	函館市海岸町24番４号　函館港湾合同庁舎
新潟県	東京税関業務部通関業監督官	（〒135―8615）	東京都江東区青海２丁目７番11号　東京港湾合同庁舎
東京都	東京税関業務部通関業監督官	（〒135―8615）	東京都江東区青海２丁目７番11号　東京港湾合同庁舎
宮城県	横浜税関業務部通関業監督官	（〒231―8401）	横浜市中区海岸通１丁目１番地
神奈川県	横浜税関業務部通関業監督官	（〒231―8401）	横浜市中区海岸通１丁目１番地
静岡県	名古屋税関業務部通関業監督官	（〒455―8535）	名古屋市港区入船２丁目３番12号　名古屋港湾合同庁舎
愛知県	名古屋税関業務部通関業監督官	（〒455―8535）	名古屋市港区入船２丁目３番12号　名古屋港湾合同庁舎
大阪府	大阪税関業務部通関業監督官	（〒552―0021）	大阪市港区築港４丁目10番３号　大阪港湾合同庁舎
兵庫県	神戸税関業務部通関業監督官	（〒650―0041）	神戸市中央区新港町12番１号
広島県	神戸税関業務部通関業監督官	（〒650―0041）	神戸市中央区新港町12番１号
福岡県	門司税関業務部通関業監督官	（〒801―8511）	北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎
熊本県	長崎税関業務部通関業監督官	（〒850―0862）	長崎市出島町１番36号
沖縄県	沖縄地区税関通関業監督官	（〒900―0001）	那覇市港町２丁目11の１　那覇港湾合同庁舎

注．試験会場は、受験票に記載して通知する。

５．受験願書の受付期間等

⑴　書面により提出する場合

①　受付期間は、平成29年７月24日（月）から同年８月７日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、午前10時から午後５時までとする。ただし、郵送による場合は、平成29年８月７日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

なお、受験願書には、受験手数料として３千円に相当する額の収入印紙を貼付すること。

②　受験願書には、所定の箇所に写真を貼付した受験票を添付すること。

③　試験科目の一部免除を受けようとする者は、上記の受験願書の受付期間中に通関士試験科目の一部免除申請書（税関様式Ｂ第1210号）及び証明書（税関様式Ｂ第1215号）（既に「通関士試験科目の一部免除通知書」を受けている者は当該通知書の写し）を受験願書とともに提出すること。

⑵　ＮＡＣＣＳを使用して提出する場合

①　ＮＡＣＣＳを使用して受験願書の提出をする場合の必要な手続きは、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（ＮＡＣＣＳセンター）のホームページ（http://www.naccs.jp/）を参照すること。

②　受付期間・時間は、平成29年７月24日（月）午前10時から同年８月７日（月）午後５時まで（土曜日及び日曜日を含む。）とし、受験手数料として２千９百円を、上記の受付期間・時間内に電子納付すること。

なお、上記の受付期間・時間内に電子納付されない場合は、ＮＡＣＣＳを使用した受験願書の提出自体が無効となるので注意すること。

③　ＮＡＣＣＳを使用して受験願書の提出を行った後、所定の箇所に写真を貼付した受験票を別途提出すること。

④　ＮＡＣＣＳを使用して試験科目の一部免除を受けようとする者は、別途証明書（税関様式Ｂ第1215号）（既に「通関士試験科目の一部免除通知書」を受けている者は当該通知書の写し）を提出すること。また、この場合の必要な手続きは、ＮＡＣＣＳセンターのホームページを参照すること。

６．その他

⑴　受験願書用紙等の請求又は受験手続きに関する照会は、各税関の通関業監督官へ行うこと（郵送による場合は、必ず所要の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること）。

⑵　試験の詳細は、「第51回通関士試験受験案内」を参照すること。